

令和7年度大分県生成 AI 活用業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度大分県生成 AI 活用業務委託(以下「本業務」という。)

2 委託期間

令和7年7月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

3 目的

本仕様書は、大分県(以下「本県」という。)で利用する生成AIサービスの調達及び運用支援業務を委託するにあたり、必要な仕様及び業務内容を定めるものとする。

受託者は、業務を実施するにあたり、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性格上、当然実施しなければならない事項や、大分県と受託者が協議して定めた業務については、これを受託者の使用人に周知徹底し、業務の遂行にあたらせなければならない。

4 本業務の内容

実施する業務は以下の(1)～(3)のとおり。

(1) 生成 AI サービスの提供に関すること

ア サービス形態

- a クラウドサービス(SaaS 型)であり、ブラウザ画面から当該サービスを利用できること。
- b Microsoft Windows11 Pro(64bit)に対応すること。
- c Microsoft 社のブラウザ(Edge)を用いて利用できること
- d 本県の LGWAN 接続系端末から LGWAN 環境を経由して利用できること。

イ セキュリティ対策

- a 入出力された情報が生成 AI の学習データとして利用されないこと。
- b 原則として入出力内容が LLM サーバに保存されないこと。生成 AI モデルにより異なる場合は、利用する生成 AI モデルを、管理者またはユーザが設定できること。
- c 本県が入出力したデータは、本県以外の外部から利用・閲覧できないように適切なアクセス制限を行うこと。
- d LGWAN-ASP に登録されているサービスであること。
- e 原則としてインターネットから LGWAN へファイルを受け渡す場合には、ファイル無害化処理を行うこと。ファイル無害化処理を行えない場合は、管理者側でファイル出力可能な生成 AI モデルを利用しないよう設定できること。
- f 原則として日本国の法律および締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが保存され、日本国に裁判管轄権があること。生成 AI モデルにより異なる場合は、任意の生成 AI モデルのみ利用するよう、管理者またはユーザが設定できること。

ウ 大規模言語モデルの水準

- a GPT-4o mini、Gemini 1.5 FLASH、Claude 3 Haiku の生成 AI モデルの内、1 つ以上の利用について、文字数無制限または実質無制限とすること。
- b 文字数無制限または実質無制限の生成 AI モデルについてプロンプト 1 回当たり日本語で 30,000 文字以上の入力が可能であること。
- c 生成 AI との対話による回答内容のブラッシュアップができること。
- d Microsoft Office ファイル、PDF、または画像ファイルのうち、1 つ以上のファイル形式をプロンプトにそのまま添付できる機能を有すること。
- e 文字数無制限または実質無制限の生成 AI モデル以外の生成 AI モデルについて、おおよそ 300 万文字以上利用できること。

エ RAG 機能

- a 庁内情報を用いた検索拡張生成機能(RAG 機能)を利用できること。
- b RAG の作成数や作成容量などに制限がある場合は、RAG 機能を利用できるアカウントを管理者が管理できること。

オ 利用者(ユーザ)

- a 利用できる人数(アカウント数)は 6,000 人以上とすること。
- b 同時に利用できる人数は無制限または 6,000 人以上とすること。
- c ユーザの認証方法については、メールアドレス等の個人を識別する情報とすること。

カ 管理者及びユーザへのサポート

- a 管理者及びユーザの利用方法をわかりやすく記載したマニュアルを提供すること。
- b 行政機関で利用実績のあるプロンプトテンプレート集を提供すること。
- c 各ユーザがプロンプトを入力する際、UI上で、予め登録されたテンプレートからプロンプトを選択して引用できる機能を有すること。
- d 管理者が作成したテンプレートを組織内で共有することができる機能を有すること。

キ 管理者の管理機能

- a 本県側で管理者アカウントを利用できること。
- b 管理者により、ユーザの新規登録・削除ができること。新規登録については、csv 形式のデータを用いて一括登録できること。
- c 管理者により、契約期間中におけるユーザごとの入出力ログを確認できること。また、入出力ログを csv 出力できること。

ク 信頼性要件

- a 開庁時間において、99.9%の稼働率を目標とすること。
※本サービスの提供に当たり、開庁時間は月曜日から金曜日(祝日、12 月 29 日から

1月3日を除く。)の7時30分から18時15分とする。

※稼働率とは「稼働率＝(サービス提供時間－サービス提供不可時間／サービス提供時間)」で算出するものとする。

※サービス提供不可時間は障害・メンテナンス等によりサービス提供が不可であった時間とする(サービス提供不可時間は障害によりサービスが停止した時間から障害が解消され、サービスが復旧した時間まで、及び委託者がメンテナンスのために予め告知したサービスを停止した時間をいう。なお、メンテナンスについては実施前に管理者に通知を行うこと)。

(2) 研修会の開催業務

ア 業務の概要

- a 本県の実情に応じて、当該サービスの利用等に関する職員向けの初期導入研修を1回以上行うこと。
- b 研修形式(対面方式・オンライン方式・ハイブリッド方式)については、本県と受託者の協議の上決定する。
- c なお、研修状況を撮影・動画化し、本県組織内で閲覧できるものとする。

イ 研修内容

研修の内容は以下を想定しているが、詳細は本県と受託者の協議の上決定する。

- a 生成 AI について
- b 生成 AI サービスの具体的な操作手順
- c 行政における具体的な活用事例
- d 行政業務における生成 AI の活用に適しているプロンプトの紹介
- e その他、利用促進に必要と思われる内容

ウ その他

- a ユーザが時間・場所に制約なく生成 AI サービスの具体的な操作手順等を学べるよう、動画又は動画配信形式での学習の場を提供すること。

(3) 運用・保守業務

ア 定例会の実施

- a 月1回の定例会を開催し、利用状況の分析・報告、課題への対応策の協議などを行うこと。
- b 定例会などにおいて使用する資料は、受託者が用意するものとする。また、当該会議の記録は、受託者が原則として7日以内に作成し、本県の承認を得ること。
- c 会議については、原則として、Web 会議で実施する。なお、対面会議が必要と本県が判断した場合には、対面で実施すること。また、原則としてペーパーレスで行うこと。

イ 問い合わせ対応

- a 本県のシステム管理者(デジタル政策課)からの管理・運用上の質問に対して対応できる体制を整えること。
- b ユーザからの使い方等の問い合わせに対して、電話・電子メール等により直接対応すること。

5 納品要件

本業務の成果物は以下のとおり納品すること。

なお、ドキュメントの作成においては、本県とドキュメントの構成及び内容について十分に協議を行い、サンプルドキュメント等により最終成果物の完成イメージを事前に本県に確認すること。また、各ドキュメントの利用者のレベルを想定して、誰もが理解できる内容とすること。

ア 成果物及び納入期限

No	成果物	内容	提出時期
1	運用資料一式	マニュアル等をまとめた資料	契約締結から 14 日以内
2	研修資料一式	職員研修に使用する資料	研修時
3	報告書兼定例会資料一式	課題管理表など定例会で使用する資料	毎月 7 日まで
4	議事録	打合せ、会議等の記録資料	打合せ等終了後 7 日以内
5	業務完了報告書	仕様書に示されているすべての要件が実現されていることを確認したうえで、業務の完了を報告する資料	令和8年3月31 日

イ 納品に係る条件

- a 納品物は電子ファイルで納入するものとし、全て日本語表記とすること。
- b 納品物は、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft PowerPoint」を利用したファイル形式で作成すること。それ以外の形式での提出を希望する場合は個別に確認すること。
- c なお、業務完了後、成果物引渡書とともに電子媒体(CD-R 等)に全てのドキュメントを記録の上、2部納入すること。電子媒体は、受託者の責任でウイルスチェックを行い、安全であることを確認すること。

ウ 納入場所

〒870-8501 大分県大分市大手町3-1-1 県庁舎本館2階
大分県総務部デジタル政策課システム開発支援班

6 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たっての責任者を配置すること。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者(責任者を含む)の名簿とその連絡先を明記したプロジェクト実施体制表を、本契約締結時に提出すること。
- (3) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、本県に申し出ること。
- (4) 本県との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

7 料金体系

- (1) 生成 AI サービスの利用量(質問回数、回答回数、入出力された文字数、連携データ量など)に応じた従量料金ではなく定額の料金体系とし、原則毎月定額の精算払いとする。
- (2) 初期設定費が発生する場合は、最初の月額料金の支払時に、月額料金に加算して支払うものとする。

8 行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドラインに基づく仕様

- (1) 生成 AI サービス関連の提供目的以外の目的で、インプットされた情報、当該インプット情報の処理成果、アウトプットされた情報、および当該アウトプット情報の処理成果を原則として利用・保持しないこと。
- (2) 情報セキュリティインシデント・生成 AI システム特有のリスクケースによる被害を最小限に食い止めるため、原因を特定するための情報やデータを本県の求めに応じて合理的な範囲で提供すること。また、サービスの停止や情報セキュリティインシデント・生成 AI システム特有のリスクケースの原因を特定し、改善措置を講じること。
- (3) 生成 AI サービスの期待品質が満たされなくなった場合等において、そこから生じる被害を最小限に食い止めること。また、原因を特定し改善措置を講じること。

9 その他留意点

- (1) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書に定める事項に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本県と別途協議し、決定するものとする。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とする。